

八千代町新規学卒者雇用促進奨励金 Q & A

Q 1. 奨励金の対象となる事業主は？

A. 町内に本社、事業所、もしくは事務所等を有する個人又は法人で、雇用保険法による適用事業を行う事業主で、町内に住所を有する新規学卒者を、卒業した年の7月1日までに町内の事業所等において正規雇用したと認められる者です。

Q 2. 「新規学卒者」の定義は？

A. 雇用される年の3月に中学校、高校、専門学校、大学、大学院、専修学校等を卒業した者をいいます。

Q 3. 「正規雇用」の定義は？

A. 新規学卒者を対象とした求人を公共職業安定所等、広く一般に提示し又は新規学卒者の所属していた学校等に提出し、当該求人に基づき、雇用期間の定めのない労働契約により、直接雇用することです。

Q 4. 4月1日から町内の事業所に勤務したが、半年で町外の事業所に異動した場合、対象となるのか？

A. 雇用された年の翌年1月1日以前に異動した場合は、対象外となります。

Q 5. 4月1日に採用し、9月の申請日まで町内の事業所に勤務していたが、12月に自主退社した場合、対象となるのか？

A. 雇用された年の翌年1月1日以前に退職した場合は、対象外となります。

Q 6. 採用した時点では町外に住んでいたが、その後八千代町に転入した場合は対象となるのか？

A. 7月1日までに正規雇用した方で、9月30日までに町内へ転入していれば、対象となります。

Q7. 奨励金は1事業主100万円が上限となっているが、交付対象となる新規学卒者が6名以上いる場合の申請は、どうするのか？

A. 当該年度における奨励金は1事業主100万円までとなっておりますが、申請書には、対象となる新規学卒者の全員の人数を記載してください。

●その他 詳細については、下記へお問い合わせください。

問 合 せ：企画財政部 まちづくり推進課 総合戦略室

〒300-3592 八千代町大字菅谷1170(役場庁舎3階)

電 話：0296-48-1111(内線3230)

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで